

■令和5年度第6回（第331回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和5年11月22日（水） 午後3時25分～午後4時25分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、教育長、水道事業管理者、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、福祉局長、総合政策監

【議 題】 公設民営方式による高齢者福祉施設サービスの提供体制の見直しについて

< 提 案 説 明 >

公設民営方式による高齢者福祉施設サービスの提供体制の見直しについて、福祉局から次のような説明があった。

- ・ 本議題は、公設老人デイサービスセンターの今後のあり方と複合施設グリーンヒルうらわの今後のあり方について、御審議いただくものである。
- ・ 検討の経緯としては、民間事業者の参入に伴うサービス需給事情の変化や、施設老朽化といった課題、令和2年度に実施した委託調査の結果を踏まえて、サービス提供体制の見直しを行うこととし、公設老人デイサービスセンター及び複合施設グリーンヒルうらわの見直しを行うこととした。
- ・ まず、公設老人デイサービスセンターについて説明する。老人デイサービスセンターは、要支援・要介護状態にある高齢者に対して、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を日帰りで提供する通所施設である。
- ・ 介護保険制度開始以降、民間事業所が増加している。市内でも約300の民間事業所が立地しており、見直し対象施設が設置されている各行政区においては、同種事業所が充足しているところである。また、埼玉県内における公設の割合は2%にも満たない状況であり、各指定都市においても廃止や民間譲渡等を進めている。これらの現状を踏まえ、老人デイサービスセンターについては、市場の拡大・成熟とともに、公設で運営する意義は薄れており、民設での代替が可能と考えられる。
- ・ 大砂土、上峰、与野本町は利用率が高く、グリーンヒル、槻寿苑は、利用率が低い状況となっている。なお、年輪荘については、令和4年度末に既に廃止している。
- ・ 利用者の利便性や施設有効活用の観点から、現指定管理者と指定管理終了後の事業承継について協議を行う。事業承継の意向がない場合については、事業廃止に向けて、利用者が円滑に他事業所へ転所するための調整や跡地利用について協議を進めていく。
- ・ 民間事業者の増加等の理由により、公設で事業を継続する必要性が低下している老人デイサービスセンターは、現指定管理期間の終了日を以って廃止する。現指定管理者が、同所での老人デイサービス事業承継意向がある場合は、現指定管理者へ土地・建物の貸付等により、事業承継する。見直しの結果、事業終了となる施設については、指定管理者、ケアマネジャー等の関係者と連携し、現行利用者の転所調

整を進める。

- ・ 続いて、複合施設グリーンヒルうらわについて説明する。平成5年に開業した本施設は、介護老人保健施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、ケアハウスからなる複合施設である。開設当初から現在に至るまで、さいたま市社会福祉事業団が管理委託、指定管理等を受託し、管理運営を行ってきている。
- ・ 介護老人保健施設は、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行い、在宅復帰を支援する病院と家庭の中間施設であり、入所期間は原則として3か月間。在宅介護支援センターは、介護に関する相談や介護サービスの申請などができる窓口である。ケアハウスは、60歳以上で、身の周りのことは自身で行う、介助サービスのない入所施設である。老人福祉法により料金は低額とされている。
- ・ 次に、施設全体の課題について説明する。まず老朽化に関する課題として、本施設は、平成5年の開業から30年が経過しており、老朽化が進行しているため、平成29年度に中規模修繕に向けた調査検討業務を実施した。入所施設のため、休館して工事を行うことが困難なことから、居ながら工事を実施する前提での検討を行ったところ、約20億円の工事費と4年程度の工期を要するという結果であった。長期間の工期により受託事業者が見込めないことから、老朽箇所を都度予算化し、修繕している状況であり、今後も給排水や空調、電気設備等の修繕が継続して見込まれる。また、利用者・指定管理者のニーズに応えるためには、内装や事業用設備の刷新も必要と考えられる。
- ・ 次に、施設運営に関する課題として、本施設の指定管理募集に際しては公募を行ってきたが、施設規模が極めて大きく、また、医療人材や介護人材など、専門的な人材を多く要する施設であることから、これまでにさいたま市社会福祉事業団以外の事業者からの応募がない状況となっている。そのさいたま市社会福祉事業団においても、医療人材・介護人材の確保に苦慮しており、また、老朽化した施設での今後の事業継続に課題が生じている。
- ・ 維持管理コストに関する課題については、本施設の維持管理コストとして、年2.2億円の指定管理料と、老朽化に伴う修繕費用が必要となり、人件費、光熱水費、工事費用の高騰や、老朽化の進行に伴う修繕箇所の増加により、今後も維持管理コストは増加していくことが想定される。
- ・ 以上を踏まえ、グリーンヒルうらわの存続・廃止について検討を行うこととした。
- ・ 本市においては、入所者数が定員を満たしていない状況から、当面、介護老人保健施設の総数を増やす整備を推進する予定はなく、指定都市では、本市1施設、横浜市1施設の計2施設のみが公設という状況である。これらの現状を踏まえ、介護老人保健施設については、市場の拡大・成熟とともに、公設で運営する意義は薄れており、民設での代替が可能と考えている。
- ・ 老人デイサービスセンターは、前段で説明した通り、民設での代替が可能な事業である。在宅介護支援センターは、市内で計30カ所設置しており、緑区北部圏域では、本施設を含めて3カ所設置している。本施設での業務については、同一圏域内の地域包括支援センター等にて対応可能と考えている。
- ・ ケアハウスは市内では本施設を含めて計5施設が立地しているが、平成13年を最

後に市内では新設していない。他指定都市においても、施設利用状況や高齢者向け施設・住宅の整備状況に鑑み、ケアハウスの総数を増やす整備を推進していない状況である。近年、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の戸数は増加しており、ケアハウスと競合するような、低価格帯の施設・住宅も進出してきているところである。また、経済的な理由で、自宅で生活を送ることが困難な高齢者の受け皿でもある養護老人ホームについては、定員までには余力がある状況である。低廉な高齢者居住施設へのニーズは今後も一定程度見込まれるが、ケアハウス以外の、単身高齢者の住まいの選択肢が拡充されてきており、また、受け皿となる施設についても定員までには余力がある。

- ・ 次に、各事業における廃止に向けた課題を説明する。まず、介護老人保健施設の課題として、入所期間は原則3か月間であるが、在宅復帰できずに契約更新を続けている入所者について、他の介護老人保健施設や介護医療院、特別養護老人ホーム等への転所調整が必要となる。また、80人超の職員により運営しているほか、介護・医療職の確保に苦慮することが想定され、令和7年度以降の次期指定管理期間での継続は困難であると考えている。
- ・ ケアハウスについては、入居期間の定めが無いため、移転先の斡旋等の支援を行ったうえで、自主的に退居いただく必要がある。市内ケアハウスは数が限られるため、移転先としての期待は難しいところであり、70人超の入居者の移転先斡旋については、現指定管理期間である令和6年度末までに終えることは困難であると考えている。入居者の方に寄り添って、移転調整を進めるため、専任相談員の設置、移転補償金の創設などの支援策について、検討が必要となる。
- ・ 事業廃止にあたり、現利用者の転所等が必要となることから、現指定管理者や市内法人との意見交換により、民間譲渡による本施設の存続の道を模索したが、建物規模が大きく、施設を保有することが経営上のリスクとなる。建物・設備含め老朽化が著しく、現状有姿の施設について譲渡を受けることは不可能であり、施設譲渡の実現に際しては、少なくとも、中規模～大規模改修を市の負担で実施することが必要等の御意見があり、施設譲渡の見込みが立たない状況である。
- ・ 施設全体の課題や各事業の現状分析、廃止に向けた課題を踏まえ、今後のあり方について、次のとおりとしたい。グリーンヒルうらわ各事業のうち、介護老人保健施設、老人デイサービスセンターについては、現指定管理期間中に転所調整を終える見込みであり、在宅介護支援センターについては、同一圏域内の地域包括支援センター等にて対応可能なことから、現指定管理期間終了日を以て廃止する。ケアハウスについては、入居者の移転先斡旋に一定期間を要することから、令和7年度以降も指定管理を継続し、令和12年3月31日を以て廃止とする。なお、入居者全員の退居が早期に完了した際は、指定管理者と協議し、前倒しで事業廃止する。入所者・利用者の移転調整が必要となるため、見直し方針公表を契機に、施設廃止を前提とした入所調整を行っていく。施設廃止にあたっては、現に施設を利用している入所・入居者、利用者には不安を与えないよう、指定管理者等の関係者と連携し、他施設・事業所等への移転調整を実施する。
- ・ 今後のスケジュールについては、令和6年2月議会にて見直し方針の報告を行い、

議会報告後、各施設において、利用者等への説明会を実施し、転所調整を進めていく。令和6年6月議会にて、公設デイサービス及びグリーンヒルうらわの廃止条例案を提出する。

< 意見等 >

- ・ デイサービスセンターについて、事業承継する施設は、指定管理料がなく、修繕費も負担していくことになるが、運営に支障はないのか。
- 条例廃止により、定員を増加することができるようになり、一定程度の収入増が見込まれる。また、これまで築いた地域とのつながりの観点から、継続したいとの声をいただいている。
- ・ 入所者の方々の移転先の見込みはあるのか。
- 介護老人保健施設については、令和5年1月1日現在、市内で約400床程度の空床を確認している。ケアハウスについては、市内のケアハウスは数が限られるため、難しいところであるが、低価格帯の施設・住宅も増加してきており、移転先は確保できると考えている。
- ・ 移転先は市で斡旋するのか。
- 指定管理者と協力し、利用者の意向を伺いながら進めていく。
- ・ 跡地利用はどのように考えているのか
- 庁内で建物の利活用の希望を確認し、利活用を希望する所管がなかった場合は除却する方向で検討している。

< 結果 >

- ・ 福祉局発議の公設民営方式による高齢者福祉施設サービスの提供体制の見直しについては、原案のとおり了承とする。ただし、以下の点に留意すること。
 1. 施設の廃止にあたっては、利用者には不安を与えないよう、指定管理者等の関係者と連携し、丁寧な説明を行いながら、他施設、事業所等への移転支援を実施すること。
 2. 特に、グリーンヒルうらわの介護老人保健施設とケアハウスについては、入所・居住系サービスであることから、以下の点に留意すること。
 - －介護老人保健施設については、令和6年度末で廃止となることから、指定管理者等の関係者と連携し、他施設等への転所調整を丁寧かつ迅速に実施すること。
 - －ケアハウスについては、入居者の移転先に関する意向を踏まえ、円滑に移転を進めることができるよう、専任相談員を設置するなど、入居者に寄り添った移転支援策を検討すること。

< 会議資料 >

(資料1) 公設民営方式による高齢者福祉施設サービスの提供体制の見直しについて